特別区が歩んできた
自治権拡充運動

昭和22（1947）年５月３日の地方自治法施行で、都の区は「特別区」となり、原則として市と同一の権限を持つ基礎的な自治体として発足しました。

特別区は、基礎的な自治体にふさわしい自治権の確立を目指しましたが、都区間に生じた紛争の激化と、戦後の「民主化の推進」から「早期経済復興」への占領政策を背景に、昭和27（1952）年の地方自治法改正で区長公選制が廃止されるとともに、都の内部的な団体とされてしまいます。その後、区民や都区政関係者が粘り強い自治権拡充運動を展開し、区長公選制の復活をはじめ、数度の改革が行われることになります。

そして、平成12（2000）年４月１日、地方自治法に特別区は「基礎的な地方公共団体」と明記され、戦後持ち得た基礎的な自治体の位置づけを再び取り戻します。

1.自治権拡充運動の発端

地方自治法施行により、特別区が誕生しました。一般市と同じ基礎的な自治体として出発しましたが、多くの権限が東京都に残されていたため、自治権拡充運動を開始することとなりました。しかし、戦後改革の全面見直しが行われ、特別区の区域では都が広域の自治体と基礎的な自治体の性格をあわせもつという地方自治法改正が行われたため、特別区の自治は後退しました。

- 昭22.3.15　35区を再編し22区施行
  区の自治基盤を強化し改正東京都制による区の権限拡大に対処
- 昭22.4.17　地方自治法公布
- 昭22.5.1　特別区協議会設立、特別区長会設置
- 昭22.5.3　地方自治法施行、日本国憲法施行
  特別区の誕生《区長公選制、課税権、条例制定権等》
- 昭22.7　特別区議会議長会設立
- 昭22.8.1　練馬区が板橋区から分離独立し23区となる
- 昭25.12.23　特別区は神戸委員会に「23首都市構想」を提示
- 昭27.3.20　地方自治法改正案を閣議決定

スタート

2.復権のための基礎固め

区長公選制が廃止され、都の「内部的な団体」と位置づけられた特別区は、基礎的な自治体への復権を目指して、区長会・議長会を中心に、理論の構築とともに自治権拡充運動を進展させていきます。人口及び産業の過度集中が進むにつれ、基礎的な自治体の事務を担う都行政は行き詰まり、福祉事務所の移管など特別区への事務権限の大幅な移譲が行われました。

- 昭27.9.1　改正地方自治法施行
  都の内部的な団体へ《区長公選制廃止、処理事務を限定列挙、都による特別区相互の間の事務調整の強化等》
- 昭32.8.1　23区議会の関係特別委員会の長が連合し「区制調査特別委員長会」を結成
- 昭34.11.19　区制調査特別委員長会は3項目の実現を都議会に請願
  ①区長公選、②事務委譲、③財政権確立
- 昭36.5.4　議長会で「首都行政制度の構想」を正式決定
- 昭37.2.26　東京地裁（野瀬判決）
  区長の間接選任制は憲法違反
- 昭37.10.1　第8次地制調「首都制度当面の改革に関する答申」
  都行政の行き詰まり打開のために特別区へ事務移譲すべき
- 昭38.3.27　最高裁判決
  特別区は憲法上の自治体ではなく、区長選任は立法政策の問題
- 昭40.4.1　改正地方自治法施行
  特別区の権限を拡大《福祉事務所をはじめとする大幅な事務移管、地方税法に区税が法定等》

3.住民運動の高まりと復権

特別区の議会が区長を選任する制度が行き詰まり、多くの区で区長不在が生じました。そんな中、区民投票により区長候補者を選ぶ「準公選」の運動が拡大していくことになります。ついに区長公選制が復活し、特別区は都が処理する事務を除き市の事務を処理することとなり、保健所の移管、人事権の確立など権能が充実強化されました。

- 昭41.6.6　23区議会は第1回特別区自治権拡充大会を開催
- 昭42.9　練馬区で区長準公選条例制定直接請求の住民運動が始まる
- 昭45.5.27　東京都行財政臨時調査会助言
  区市町村制度と広域行政のあり方
  二層制の自治体への改編、区長公選制の採用等
- 昭46.6.24　中野区議会で23区初の「区長準公選条例」を修正可決
- 昭47.10.26　第15次地制調「特別区制度の改革に関する答申」
  区長公選制の採用と関連する諸制度の整備
- 昭47.11.12　品川区議会は区長準公選住民投票を実施
- 昭48.11.16　区長会は「特別区政調査会」（辻清明会長）設置
- 昭50.4.1　改正地方自治法施行
  区長公選制復活と特別区の権能の充実強化《事務権能限定の廃止、保健所の移管、都配属職員制度の廃止等》

4.基礎的な自治体へのみちのり

特別区は独立性を高めたものの、法的な性格は従来どおりとされました。都と特別区は、共同で国等に対し法改正の働きかけを進めます。その後、地方自治法が改正され、特別区は「基礎的な地方公共団体」、都は「特別区を包括する広域の地方公共団体」と明記されました。法改正により、特例措置の見直し、都区財政調整制度の法定化、清掃事業などの事務移管が行われ、昭和22年以降の一連の制度改革は一つの到達点を迎えました。

- 昭50.4.27　地方統一選挙により23区一斉に区長選挙（24年ぶり）
- 昭53.4.1　地方公務員法改正を受け、特別区人事委員会発足
  （23区共同の一部事務組合方式）
- 昭56.8.28　特別区政調査会『「特例」市の構想―特別区制度の将来―』提出
  特別区は都から独立し、基礎的な自治体となることを制度上も明確にすべき
- 昭61.2.19　都区制度改革の基本的方向案について都区合意
  ①都と複数の基礎的自治体による二層構造、
  ②都は大都市事務を処理、③区は住民に身近な事務を処理、
  ④新しい財源配分・財政調整等
- 平2.9.20　第22次地制調「都区制度の改革に関する答申」
  事務移譲、特例措置の見直し、特別区の性格（基礎的な自治体）
- 平2.10.31　都区協議会に都区制度改革推進委員会設置
- 平5.6.3～4　地方分権の推進に関する決議（衆参両院）
  第1期地方分権改革始まる
- 平6.9.13　都区協議会で自治省への協議案「都区制度改革に関するまとめ」正式合意
- 平6.12.15　都労使で清掃事業の区移管を合意
- 平10.4.24　第25次地制調「市町村の合併に関する答申」平成の大合併へ
- 平10.5.8　改正地方自治法公布
- 平12.2.10　都区協議会で都区財政調整等「主要5課題」を確認し配分割合を決着
- 平12.4.1　改正地方自治法施行
  特別区は基礎的な自治体《特例措置の見直し、都区財政調整制度の法定化、清掃事業などの事務移管等》
- 平12.4.1　地方分権一括法施行
  国と地方、都道府県と市町村の役割分担原則の法制化

5.制度改革後の新たな時代へ

制度改革を経て、特別区は東京大都市地域の基礎的な自治体として力を発揮しています。その一方で、都と特別区の役割分担に応じた財源配分の実現やさらなる自治の拡充に向けて取り組みが続いています。

- 平15.6.10　特別区協議会に「特別区制度調査会」（大森彌会長）設置
- 平15.6.27　三位一体改革「骨太の方針2003」閣議決定
  所得税から住民税への税源移譲、国庫補助負担金改革等
- 平18.2.16　都区協議会で主要5課題を暫定決着
  今後の都区のあり方について、根本的かつ発展的に検討することとし、都区のあり方に関する検討会を設置
- 平18.11.14　都区協議会に都区のあり方検討委員会・幹事会設置
- 平18.12.8　地方分権改革推進法成立　第二期地方分権改革始まる
- 平19.11.20　東京自治制度懇談会報告　都が大都市経営の担い手
- 平19.12.11　第二次特別区制度調査会報告
  『「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想』
- 平20.5.9　特別区協議会に特別区制度懇談会（大森彌座長）設置
- 平21.11.5　東京の自治のあり方研究会開始
- 平23.12.19　都区のあり方検討委員会
  都区の事務配分について検討結果を確認
- 平24.8.29　大都市地域における特別区の設置に関する法律成立
- 平25.6.25　第30次地制調「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」
- 平26.9.16　特別区全国連携プロジェクト始まる
- 平26.11.21　まち・ひと・しごと創生法成立
- 平27.3.24　東京の自治のあり方研究会 最終報告
- 平27.5.17　大阪市において特別区設置の可否を問う住民投票否決
- 平29.4.1　改正児童福祉法施行
  政令で定める特別区が児童相談所を設置できる
- 令 2.4.1　特別区児童相談所開設（世田谷区、江戸川区）

年表の見方
- 特別区の自治に関する動き
- 特別区に関係する動き
- 法改正に関する国の動き
- 特別区制度に関する構想・報告など

とくべつクマ®
特別区協議会